

# 武雄市農業委員会

平成31年1月総会議事録

平成31年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成31年1月7日（月）  
（開会）13時30分 （閉会）15時30分

2. 場 所 武雄市文化会館 2階 大集会室 A

3. 農業委員出席状況 出席者 19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、  
 中島敏秋、小柳信博、小潟 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、松岡義信、  
 田淵清徳、池田耕郎、永尾廣次、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、  
 橋口和彦、立川浩吉（以上23名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定 による許可申請について	1件
議案第5号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第7号	武雄市非農地証明願いについて	2件
議案第8号	下限面積（別段の面積）の設定（案）について	
議案第9号	農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部を改正 する要領（案）について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	3件
追加報告	営農型太陽光発電について	

## 6. 議事内容 以降記載

---

### 《開会》

---

**事務局長** 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、平成31年1月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、農業委員全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席をいただいているところです。

それでは、会長よろしく申し上げます。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** (時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から平成31年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第9号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。6番 中村和仁委員、11番 川口敏広 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

**事務局** まず、「1.武雄市農業委員会 事業報告 平成30年12月分」についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 平成30年12月分」をご覧ください。先月の総会からあとの主な事業について記載しております。内容についてはご確認をお願いします。

次に、「2. 総会審議後の許可状況について」ご報告いたします。昨年7月にご審議いただきました〇〇〇〇と、11月の総会でご審議いただきました〇〇〇〇の一時転用が、まだ県の審査中です。その他の許可状況については表に記載しているとおりです。

次に「3. 農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」について」ご報告いたします。

先月に事務局が受けた報告は、工事進捗状況報告・完了報告が8件、利用状況報告・農地復元報告が4件ありました。内容については、表に記載しているとおりです。

次に「4. 農地あっせん委員会の開催について」報告いたします。

12月12日に佐賀県農業公社の農地売買特例事業にかかる農地あっせん委員会を開催し、2名の委員にあっせん頂いた結果、あっせんが成立いたしました。

その後、佐賀県農業公社の農地売買特例事業の手続きを進めておりましたが、売渡人の方が死亡されましたので、今後の対応について各方面と協議中でございます。議案が整いました際には、ご審議をお願いいたします。

次に「5. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合には、農業委員会に対して届出が必要です。先月は4件の届出がされております。

次に「6. 平成30年度遊休農地にかかる利用意向調査について」報告します。昨年11月30日に農用地利用意向調査を送付いたしましたが、このうち締め切りを過ぎても回答がない農地所有者に対して、12月21日に提出依頼文書を送付しております。

次に「7. 利用権設定業務について」報告いたします。

12月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、12月7日付けで利用権設定通知書を送付いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、12月20日付けで更新についての案内文書を送付いたしました。

以上ご報告申し上げます。

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

#### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、258㎡。譲渡人は「相続地だが、会社勤めで管理ができない。」譲受人は「農機具小屋の隣接地で管理

しやすい」ということで申請が出されています。今回、譲受人は隣接する農機具小屋とこの農地を一緒に買われており、価格は〇〇です。

こちらは、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による1件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による1件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。〇〇町の田1筆畑1筆、計3,593㎡。「畜産業を営んでおり、経営規模拡大を図る計画である。現在の敷地は狭く増築が難しいため、当該地に牛舎・堆肥舎建設をしたい。」という申請です。

農地区分は農用地域内の農地、許可基準の該当事項は「用途区分の変更で許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。農地は〇〇町の田2筆、計828㎡。「近隣には県営住宅・市営住宅や宅地分譲地があり、需要が見込めると考えられ計画に至った。」というものです。長屋住宅2棟、8戸が計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので農地区分は第3種農地です。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件につきましては、12月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の 富永 委員さんから、調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（2番委員）

平成30年12月27日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員及び地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催しました。

議案第2号 申請番号1番の「牛舎・堆肥舎」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望としては、一点目に「牛舎に入る牛は何頭か。」という質疑があり、これに対し「繁殖牛は56頭、仔牛は50頭である。」という回答がありました。

二点目に「資金計画に整地費が入っていないがなぜか。」という要望があり、これに対し、「自分で整地をするため、整地費は発生しない。」という回答がありました。

三点目に「堆肥は販売するのか。」という質疑があり、これに対し、「販売する予定はない。無償でお分けする予定である。」とのことでした。

以上、質疑等ありましたが 議案第2号 申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長 ありがとうございます。1番の案件について調査委員会の座長の報告が終わりました。2番の案件について地元委員さんから補足説明があればその説明を受けてから質疑に入りますが、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、議案第2号の質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

### ————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出をされています。この8件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆、1,130㎡。「社屋が古く新工場を現在の社員駐車場に増設することとなった。工場の敷地に60台程度は止められるが、不足分について、申請地に社員駐車場を整備したい。」ということで、駐車場45台分が計画されています。既に貸付人が盛土をして、田としては利用されておらず、畑に転換されておりましたので始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田3筆、2,490㎡。「近隣には商業施設・小学校等、住環境が整っていて、南東向きであり、住宅地に適していると思い計画した。」ということで建売分譲住宅9区画を計画されています。

農地区分は「市民サービスセンター〇〇から概ね500m以内」の農地であり第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、591㎡。「周辺に住宅地が多く、住環境が整っているため需要が見込めると思い、宅地分譲を計画した。」ということで宅地2区画が計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆、580㎡。「現在自動車修理整備業を営んでおり、事業所には車を停めておくスペースがないため、事業所に近い申請地を駐車場として利用したい。」ということで、駐車場10台分が計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地すること

が困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、253㎡。「近隣には共同住宅や分譲地が多く需要が見込まれると思い宅地分譲を計画した。」ということで、宅地1区画分が計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆、53㎡。「自動車解体業を営んでいて、平成5年頃から廃材回収業者が集荷に来るまでの仮置き場として利用していた。」ということで、貸廃材置場として申請が出されています。こちら、既に使われていることから始末書が添付されています。農地53㎡と隣接する宅地350㎡を同時利用地として使用し、計443㎡で計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計178㎡。「現在小屋を建てている土地の地主から、『移転して欲しい』と言われたため、代替地を検討してきた。所有者から快諾を得られたので、当該地に小屋及び駐車場を建設したい。」との申請です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号第8番。賃貸借権設定で一時転用です。〇〇町の畑4筆、計343㎡。「新幹線工事で工事用道路として利用したい」との事です。こちらは平成29年3月31日付で転用許可を受けたものの延伸申請です。貸付期間は2019年5月7日までとなっております。

こちらは、「農用地区域内にある農地」と「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」が混在する地域であり、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」及び「第2種農地」です。

許可基準の該当事項は、農用地区域内にある農地については「一時的な利用に供するもの」、第2種農地については「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。1番及び2番の案件につきましては、



12月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の富永委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（2番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年12月27日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員及び地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による申請2件について審議しました。

まず申請番号1番の「社員駐車場」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に、「貸借の期間満了後、農地はどうするのか。」という質疑があり、これに対し、「所有者と協議をする予定である。」という回答がありました。

二点目に「社員は何名か。」という質疑があり、これに対し「社員は136名。現在の敷地に約60台、不足分を今回の申請地に駐車する計画である。」という回答がありました。

続いて、申請番号2番の「建売分譲住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に、「北方中央線の高さが上がる事は承知しているのか。」という質疑があり、これに対し「計画については確認できている。」という回答がありました。

二点目に「水路に底板を敷く範囲はどこまでか。北側の田から流れてくる泥等で水路が流れなくなるのではないか。」という質疑があり、これに対し「底板を敷くのは今回の申請地の部分である。西側水路より放水し、泥等は流すということで地元との協議ができている。」という回答がありました。

三点目に「敷地内の道路やごみ置場はだれの所有になるのか。」という質疑があり、これに対し「道路は市への寄付を考えている。ごみ置場は住宅の購入者の共有名義となる。」という回答がありました。

なお、今回の申請には直接関係ありませんが、申請者から、「これまで許可を受けたもので道路の開発にかかる区画があり、次回申請する際にその区画も7割の要件にカウントするのか。」という質問がありました。これに対しては「実際収用があるまでは7割の要件にカウントする必要がある。収用があって建物が建てられなくなった場合は、事業計画変更の申請を提出する必要がある。」と事務局から説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、2件とも調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 はい、ありがとうございました。1番及び2番の案件については調査委員

会の報告が終わりましたが、残る3番から8番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

---

**《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更 及び  
農地法第5条の規定による許可申請》**

---

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。

まず、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。〇〇町の田1筆、畑2筆、計363㎡について、平成29年4月28日付けで共同住宅として転用許可が出ておりました。ですが「自己資金で共同住宅を建設する計画だったが、金融機関から『近年大手企業の共同住宅建設が増加し、飽和状態になりつつある中、個人でのアパート経営は検討した方がよいのではないか』という助言を受け、計画を断念した。」という内容です。

そして、この農地3筆について、5条の許可申請が提出されております。譲受人は「現在アパート住まいだが、一般住宅を建設したい」という申請です。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準

の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局から説明がありました。この案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の1件の事業計画変更承認申請 並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては計画変更の承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農地転用許可後の1件の事業計画変更承認申請並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては、計画変更の承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事送ることに決しました。

#### ————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第10号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	2件、	3筆、	4,490㎡。
	再設定、	2件、	2筆、	2,246㎡。
武雄町。	畑	(なし)		

橘町。	田。新規、	1件、	2筆、	3,692 m <sup>2</sup> 。
	再設定、	2件、	7筆、	13,695 m <sup>2</sup> 。
橘町。	畑	(なし)		
朝日町。	田。新規	(なし)		
	再設定、	1件、	2筆、	5,365 m <sup>2</sup> 。
朝日町。	畑	(なし)		
若木町。	田。新規	(なし)		
	再設定、	2件、	3筆、	3,878 m <sup>2</sup> 。
若木町。	畑	(なし)		
武内町。	田。新規、	1件、	1筆、	1,021 m <sup>2</sup> 。
	再設定	(なし)		
武内町。	畑	(なし)		
東川登町。	田。新規	(なし)		
	再設定、	2件、	4筆、	5,417 m <sup>2</sup> 。
東川登町。	畑	(なし)		
西川登町。	田	(なし)		
西川登町。	畑	(なし)		
山内町。	田。新規、	3件、	4筆、	8,661 m <sup>2</sup> 。
	再設定、	5件、	10筆、	7,903 m <sup>2</sup> 。
山内町。	畑	(なし)		
北方町。	田。新規、	1件、	7筆、	3,038 m <sup>2</sup> 。
	再設定、	2件、	2筆、	3,047 m <sup>2</sup> 。
北方町。	畑	(なし)		

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については18ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長            はい、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

### ————— 《議案第6号 農業振興地域内 農用地からの除外》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の高木と申します。議案第6号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第2条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

今回の案件は、農用地からの除外が5件、11筆。農用地区域に編入する土地はありません。

では3ページをご覧ください。まず、番号について説明します。現状では、昨年の6月分として受け付けた案件の手續がまだ完了しておりません。その後9月分として受け付けた案件15件と、今回12月分として受け付けた案件5件を一括して県に提出をする関係で、番号を16番から割り振っておりますので、ご了解下さい。

16番は「進入路及び一般住宅」での除外申請です。〇〇町の田1筆、畑1筆、計158㎡。除外申請の事由は「自宅への進入路、農機具倉庫用地として数十年前から転用済みのため、始末書を付して申請され、代替地なし。なお、除外転用後は自宅の建て替えを行う。」というものです。

17番は「駐車場」での除外申請です。〇〇町の田1筆、1,262㎡。除外申請の事由は「専用駐車場がなく行事の度に路上駐車をし、警察から何度も警告を受けており、また安全面からも申請地が必要であり代替地なし。というものです。

18番は「建売分譲住宅」での除外申請です。〇〇町の田132㎡、畑499㎡。除外申請の事由は「保育園、小学校、商業施設等が近隣にあり、静かな場所でもあり、住宅建設に適した場所であるため、代替地なし。というものです。

19番は「進入路」での除外申請です。〇〇町の田81.75㎡、畑57㎡。除外申請の事由は「自宅への進入路、住宅用地として数十年前から転用済みのため、始末書を付して申請され、代替え地なし。なお、除外転用後は、自宅の改築を行う。」というものです。

20番は「一般住宅」での除外申請です。〇〇町の畑336.68㎡。除外申請の事由は「現在、親と同居しているが手狭なため近隣地に住宅建築を検討、代替え地なし。というものです。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

**会 長** はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

**〇〇番委員** 18番の件です。〇〇町の〇〇に建売分譲住宅が建つ計画になっています。農振除外をするときは周辺農地の同意を得るようになっていますが、ここは1か所取れていません。今回はたまたま農業委員に話が来たので分かりましたが、分からない場合はどうするのでしょうか。

**会 長** 場所はどこですか。

**〇〇番委員** 〇〇番地と〇〇番地です。所有者は同じ人です。この方が印鑑を押していません。

農振除外の手続きの段階では農業委員の確認印は要らなくなっていきますので、通常は同意していない人がいることを委員が知ることはありません。今回はたまたま私に連絡があったので知ることになりましたが、このような場合には、委員はどのようにしたらいいのでしょうか。

何も知らされずに手続きが進み、後から問題が生じて、委員が対応せよと言われても困りますので。

**会 長** 通常は、農振除外が終了して農地転用の申請が出された場合に、周辺農地の同意の印鑑が取れない場合には、理由書が付いてきますので、農業委員会としては「これは取れなくてもやむを得ない」という内容であれば承認をしておりました。農振除外の段階ではどうか、農林課の説明をお願いします。

**農林課** 〇〇番委員からご指摘がございましたとおり、この2筆については所有者の方の同意が取れておりません。本来、近隣農地の方の承諾は、法律で定められた必ず必要となる書類ではありません。しかし、除外転用をする上では近隣の方にできるだけ影響が出ないようにということで、その趣旨を鑑みて、近隣の農地の持ち主の署名捺印を出していただくようお願いしているところではあります。

ただ、どうしても同意が取れなかったという場合も時々ございます。そういった場合には「こういう事情で取れませんでした」という理由書や経緯書を添付して申請いただいているところです。農林課としてはその内容を見て「このまま除外を進めてもやむを得ないだろう」と判断しましたので、今回、お願いをしております。

**会 長** 理由書が付いている場合には、地元の農業委員と推進委員にも説明をしていただいて、なるべく取れるように努力をしていただきたいと思います。

**〇〇番委員** 農振除外するのが第1ステップで、除外されたら転用もエスカレーター方式でどんどん進んでいくような感じですので、農振除外の段階で何かあった場合には、地元の委員に知らせてもらったら、前もって話ができますので、そのあたりの伝達をお願いしたいと思います。

**会 長** 農地法上は隣接農地の承諾がなくてもOKとなっています。しかし1件でもトラブルを減らすために、農業委員会では、承諾が取れない場合には経緯書を出していただいて、「これはやむを得ない」という場合には許可をした経緯もあります。ですので、承諾印が取れない場合には農林課か事務局から地元の委員に連絡をいただければと思います。

**〇〇番委員** 同意がなくても先に進む場合があるわけですね。

**会 長** 地元委員さんが「やむを得ない」という判断をした場合に、委員会に諮って、先に進むかどうか判断をするという事です。承諾しない理由が何であるかも判断する材料になると思います。よろしいでしょうか。

**〇〇番委員** 前に農振除外の審議をした案件はいつ頃許可が出るでしょうか。

**農林課** 9月に受け付けた15件については、既に農業委員会のご意見を賜っているところがございます。遅れている理由としては、順番に県と協議をするようになっておりますが、まだ6月の案件が完結をしておりません。6月の案件が完全に終わらないと、9月の案件の協議に入れなくなっております。県との協議が日数を要しております。昨年度までは約1カ月ほどで県との事前協議が済んでおりましたが、今年度に入ってから約2か月半ほどかかっています。それが積み重なっておりますので、申請者の方からもお問い合わせ等があるところですので。

**〇〇番委員** 許可までの期間が長期化するとその間に区長や生産組合長も交代することもあり、また工事の目途もたたなくて困った状況になっております。

**会 長** ほかにございませんか。(なし)。ほかに無いようですので質疑をとどめま

す。議案第5号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに決しました。

---

### 《議案第7号 非農地証明について》

---

会 長 次に議案第7号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、37㎡。「昭和56年に〇〇が駐車場として整備した時から一体で利用されていた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の田1筆、150㎡。「亡き父が平成7年に牛舎を建て利用していた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)



会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第7号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第8号 農地法施行規則第17条の規定に基づく  
下限面積の設定について》—————

会 長 次に議案第8号を議題といたします。農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号について説明いたします。農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施」に基づいて、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっておりますので、今回提案をしております。

現在の武雄市内の下限面積の設定状況についてご説明しますと、設定地域の「1. 市内全域」は、5000㎡（5反）と設定しております。設定地域の「2. 武雄市空き地・空き家情報登録制度「空き地・空き家バンク」に登録された空き家・空き地に付随し、農業委員会が指定した農地」については、平成30年1月1日から、別段の面積として1㎡を設定しております。

今回提案する方針としては、「1. 市内全域」については、現行どおり下限面積は5,000㎡とする。「2. 空き家・空き地に付随した農地」についても現行どおり1㎡とするということで、提案をいたします。

提案の理由ですが、「1. 市内全域」の5,000㎡については、武雄市は自然的・経済的条件から見て同一地と認められるということ、4,000㎡に設定した場合には耕作者の40%を下回る可能性があること、平成29年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.6%と低い状況であることから、全体としては下限面積を現行どおりにしたいと考えます。

また、新規就農を促進するうえで適切な面積と認められることから、「2. 空き家・空き地に付随した農地」については、現行どおり1㎡にしたいと考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明がありました。下限面積について年1回は審議をなさいたいということでございます。今回も今までとおおり5反ということで設定したいと

と思いますが、ご意見・ご質問等があれば出していただきたいと思います。

(質疑なし)

よろしいですか。では質疑をとどめます。

議案第8号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、原案どおり設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定につきましては原案どおり設定することに決しました。

---

《議案第9号 武雄市農地等権利移動制限特例農地

指定制度実施要領の一部改正について》

---

会 長 次に、報告第9号「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部を改正する要領(案)について」事務局の説明をお願いします。

事務局 現在、空き家・空き地バンクに登録された空き地・空き家に付随する農地については、農業委員会の指定を受ければ5反要件が外れて、1㎡から買ったり借りたりすることができるように、実施要領を作っております。

現行の要領の第3条には特例農地の設定基準を示しておりますが、このうち(1)に「空き家・空き地と所有者が同じ農地」という規定がございます。違う名義の農地まで対象にすればどこまでも範囲が広がってしまうので、「所有者が同じ」という条件を付けておりました。

従いまして、空き地・農地をそれぞれ親子で所有されているケース等では特例農地の指定ができません。今よくあるご相談は、家だけは親から子に所有権移転されているが、農地は5反要件を満たしていないので親の名義のままになっており、今回、子ども名義の家と親名義の農地を一緒に処分したいということで、困っておられる場合があります。家のみを第三者に売却した場合には残った農地が荒廃農地になる可能性が高いです。

これでは制度を作った時の目的が達成できないと考え、今回、要領の一部改正を提案をしています。具体的には、第3条の「空き家・空き地と所有者が同じ農地」に続けて「ただし、農業委員会が認めた場合はこの限りではない。」という文言を加えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりましたので、報告第2号 武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部改正について」につきまして、質疑があ

れば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 よございますか。では質疑をとどめます。  
議案第9号「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部を改正する要領（案）について」、原案どおり改正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第9号「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部を改正する要領（案）」につきましては原案どおり改正することに決しました。

---

### 《報告第1号 農地等形状変更届出について》

---

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」3件の報告が提出されています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告番号1番。〇〇町の田2筆、計3,523㎡。「土が不足して耕作しにくいため。」ということで「田のかさ上げ」の届出があります。変更時期は平成30年12月1日から平成30年12月31日まで、かさ上げの高さは0.05m、土量は180㎡、施工は耕作者が自分でされるとの事です。変更後は米麦大豆を作るといことです。

報告番号2番。〇〇町の田1筆、計1,110㎡。そして報告番号3番。〇〇町の田2筆、計2,414㎡です。この2件は隣接した農地で、一緒に届出がされています。「隣接農地と一体で耕作しやすくしたため。」というもので、こちらも「田のかさ上げ」です。変更時期は平成31年1月31日から平成31年2月28日までです。かさ上げの高さは0.07m、施工業者は〇〇建設です。変更後は米麦大豆を作るといことです。

以上報告いたします。

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地等形状変更届出について」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長           これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

### 《追加報告 営農型太陽光発電について》

---

会 長           次に、追加で報告事項がございます。「営農型太陽光発電について」事務局の報告を受けたいと思います。

事務局           「営農型発電設備（ソーラーシェアリング）について」ご説明いたします。これは、農地に支柱を立てて、下の部分では営農を行いながら、上の部分に太陽光発電設備を設置するものです。平成25年3月に、「支柱を建てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度の取り扱いについて」という通知が農林水産省から出ています。ですのでそれ以降に営農型太陽光というのが付けられるようになったと思いますが、武雄市においてはまだ事例がありません。ただ、この1年半の間に、電話でのお問い合わせや、業者の方からこういうことをしていると、事業内容について説明を受けたり等はあっていますので、皆様にもご報告をいたします。

農地法、農振法の手続についてですが、今後も農地として使いますので、農用区域からの除外手続きは必要ありません。農地転用手続きについては、支柱の面積だけを、30本なら30本掛ける面積の部分について、一時転用の申請をしてもらう必要があります。一時転用ですので許可期間は3年または10年です。もともと平成25年に通知が出されたときは3年間の一時転用でしたが、昨年5月に、下部農地を担い手が所有している又は利用権を設定している農地で当該担い手が営農を行う場合や、農用区域内を含め荒廃農地を活用する場合や、農用区域内以外の第2種農地または第3種農地を活用する場合には、許可期間を10年に延長するという通知が出ました。

また、通常の太陽光、いわゆる野立て式については、広がりのある1種農地などの農地には許可が出ないのですが、この営農型では設置が可能です。ただし条件がありまして、下の農地の単収が、同じ年の地域の同じ作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減らない、8割以上の営農計画を出してもらうこととなっております。作物についての制限はありません。

2ページをご覧ください。どのようなものを理解していただくために写真を付けております。右側の写真が一本足タイプで左側が屋根タイプです。下に全国的な許可の実績件数を載せております。

1ページに戻ってください。許可には条件が付きます。適切な営農が継続されること。生産された農作物にかかる状況を毎年報告すること。また報告内容について必要な知見を有する者の確認を受けること。農業委員会やJAの指導員さんなどから、地域の8割は取れていたという確認を受けることになります。また、下部で営農が行われない場合や発電事業が廃止される場合には、支柱を含む施設を速やかに撤去し、農地として利用できる状態に回復

することなどです。

3年後、10年後に再延長ができるかということですが、下の農地で営農が適切に継続されており、同じ年の地域の同じ作物の単収と比較して概ね2割以上減少しておらず、農作物の品質に著しい劣化が認められない場合には、再度、一時転用を受けることが可能になります。

3ページ目は県内における営農型太陽光発電設備の許可実績件数です。

今は事務局に数件ほどお問い合わせがまっている状態ですが、委員の皆様もお近くでお問い合わせ等がありましたら、事務局にもご報告をお願いいたします。

最近、市内に農地を持っている方で市外に住んでいる方から相談の電話がありました。営農型太陽光発電を扱っている業者さんが先に耕作者に営農型太陽光の提案をして、それがまとまった後に、自分のところに話があったそうです。持ち主の方は事務局に対し「事業の説明は聞いたけれど、説明する順番が違うのではないか。農業委員会の方に相談はあっていないですか。」との電話がありました。事務局としてはまだ申請書が出てきていないので、何とも申し上げられませんが返事しています。

以上報告いたします。

**会 長** 事務局から説明がありましたように、営農をしているので農振除外はしなくていいそうです。3年または10年の一時転用許可ですので、更新の時に作物の8割以上を確保していれば延長ができるそうです。逆に、水稻ならば水稻の収穫が8割未満であれば、元の水田にもどしなさいという権限が許可権者にあるそうです。県内では、昨年8月時点で6件の営農型太陽光発電設備の許可が出ているそうです。

武雄市内でも事業者が営業活動をしているようですので、私達も制度について「知らなかった」とならないように、今後勉強をしていく必要があると思いましたので、本日、追加で事務局から報告をしていただいたところで

**〇〇番委員** 支柱部分の一時転用について、農業委員会で審議をするということですか。

**会 長** その通りです。農地法第4条や第5条の一時転用として審議をします。

**〇〇番委員** 「生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。また、報告内容について必要な知見を有する者の確認を受けること。」とありますが、必要な知見を有する者とは誰でしょうか。

**会 長** そういった部分も含めて、私達も今後、制度について勉強をしていきたいと考えます。

---

《閉会》

I